

2015年12月4日

株式会社鎌倉新書

代表取締役社長 清水 祐孝

問合せ先： 経営管理部 03-6262-3521

<http://kamakura-net.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、ステークホルダーと良好な関係を築いていくために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

具体的には、代表取締役社長以下、当社の経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づいて適切な経営判断を行い、当社の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、説明責任を果たすべく積極的に情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、並びに監査役が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全て実施いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
清水 祐孝	850,000	44.04
株式会社かまくらホールディングス	200,000	10.36
YJ1号投資事業組合	180,000	9.33
清水 優紀	100,000	5.18
清水 啓太郎	100,000	5.18

支配株主名	清水 祐孝
-------	-------

親会社名	—
------	---

親会社の上場取引所	—
-----------	---

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	1月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社代表取締役社長である清水祐孝は、支配株主に該当します。当社が支配株主との取引を行う際は、一般的な第三者との取引と同様の公正かつ適切な条件で行うことを基本方針として、当社及び少数株主に不利益とならないよう法令・規則を遵守し、適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	0名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
-----------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、監査法人および内部監査部門は定期的に三様監査会議を開催して、三者間で監査の範囲、結果、問題点、次回以降の計画等の情報を共有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
植松 則行	公認会計士													
河合 順子	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
植松 則行	○	—	公認会計士として高い専

			門性をもつほか、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから社外監査役として適任であると判断し、選任しております。
河合 順子	○	—	弁護士として高い専門性を持つほか、企業法務に関する長期に渡る経験を有しており、また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、社外監査役として適任であると判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役について、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者について、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役については、常勤監査役が直接社外監査役への情報共有を行っております。また、取締役会の直前に社内取締役、経営管理部より取締役会の決議内容・報告内容について必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・取締役会

当社の取締役会は、取締役4名で構成されております。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、定款および法令に則り、経営の意思決定機関および監督機関として機能しております。

・経営会議

当社では、原則として毎週1回経営会議を開催し、取締役会決議事項以外の重要な決議、各事業部門からの報告事項が上程され、審議等を行うことにより、経営の透明化を図っております。経営会議の出席者は、常勤取締役と執行役員で構成されております。経営会議の構成員は、業務執行状況を報告するとともに、関係法令に抵触する可能性のある事項がある場合は、必ず経営会議に報告しております。

・監査役会

当社の監査役会は、監査役3名で構成され、うち2名が社外監査役であり、1名が常勤監査役であります。社外監査役には公認会計士・税理士および弁護士をそれぞれ1名含んでおります。監査役は取締役会その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査役は、監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査室および会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しているほか、内部監査室を設置し、専

任の担当者による業務監査を実施しております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性、効率性及び透明性の確保が図られていると考えております。

なお、今後のコーポレート・ガバナンス体制を一層強化するため、外部からの客観的かつ中立的な見解を取り入れることができ、経営への監督機能の強化の向上に繋がるため、社外取締役の早期選任が不可欠であると認識しております。次回定時株主総会にて、業界に精通した豊富なビジネス経験を持った社外取締役を1名招聘し、取締役4名の他社外取締役1名の体制とする予定であり、独立役員とすることを検討しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めるとともに、自社ホームページへの掲載を行う予定としております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催にあたっては、集中日を回避した日程を設定するよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項であると考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項であると考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社IRサイトに掲載する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	会社説明会・決算説明会の積極的な開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	半期及び通期決算発表後の決算説明会を定期的に行うことを検討しております。	あり
IR資料をホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、各種説明会資料、有価証券報告書及び四半期報告書を当社ホームページのIRサイトに掲載する予定です。	

IR に関する部署(担当者)の設置	経営管理部が担当する予定です。
-------------------	-----------------

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、顧客、株主、従業員等、当社のステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しております。そのため、会社ホームページおよび適宜開催予定の会社説明会等を通じて情報提供を行ってまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社は業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの基本方針」を定めており、現在その基本方針に基づき、内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下の通りです。</p> <p>a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>(1) 取締役 及びおおよび執行役員は、当社が共有すべきルールや考え方を表した「経営理念」及び「コンプライアンス規程」を通じて、当社における企業倫理の確立ならびに取締役及びおおよび使用人による法令、定款及びおおよび社内規程の遵守の確保を目的として制定した「経営理念」及び「コンプライアンス規程」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底をはかる。</p> <p>(2) 内部統制委員会は、「経営理念」及び「コンプライアンス規程」の周知徹底のための活動を行い、各部門における法令、定款及びおおよび社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘お及びおおよび改善策の提案等を行う。</p> <p>(3) 取締役は、重大な法令違反その他法令おおよび社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。</p> <p>(4) 内部通報制度の利用を促進し、当社における法令違反または「経営理念」及び「コンプライアンス規程」の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。</p> <p>(5) リスク管理委員会は、当社における不正行為の原因究明、再発防止策の策定及びおおよび情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて内部統制委員会は、再発防止策の展開等の活動を推進する。</p> <p>(6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。</p> <p>b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>(1) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリ</p>

ティ・マネジメント・システムを確立する。

(2) 取締役及びおよび使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及びおよび「文書保存管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。

(3) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及びおよび監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。

(4) 企業秘密については、「文書保存管理規程」に基づき、秘密性の程度に応じて定める管理基準に従い適切に管理する。

(5) 個人情報については、法令及びおよび「個人情報管理規程」などに基づき厳重に管理する。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の持続的発展を脅かすあらゆるリスク、特にコンプライアンス問題、環境問題、品質問題、災害発生、情報セキュリティ問題等を主要なリスクと認識してこれに対処すべく、以下の対策を講ずる。

(1) リスクを適切に認識し、管理するための規程として「リスク管理規程」を定め、その中で個々のリスクに関する管理責任者を任命し、リスク管理体制の整備を推進する。

(2) リスク管理に関する当社の方針の策定、リスク対策実施状況の点検・フォロー、リスクが顕在化した時のコントロールを行うためにリスク対策管理委員会を設置する。リスク管理対策委員会は、審議・活動の内容を定期的に取り締役に報告する。

(3) 重大なリスクが顕在化した時には緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講ずる。

(4) 事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及びおよび対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。

(5) スタッフ部門は、その担当事項に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及びおよび対策を決定し、リスク管理を適切に実施するとともに、担当事項に関して事業部門が行うリスク管理を全社横断的に支援する。

(6) 事業部門及びおよびスタッフ部門は、自部門の業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。

(7) 内部統制委員会は、事業部門及びおよびスタッフ部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及びおよび指示を行う。

(8) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。

(9) 事業部門及びおよびスタッフ部門は、当社の事業に関する重大なリスクを認識したときまたは重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係するスタッフ部門及びおよび内部統制委員会にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役及びおよび監査役に報告する。

(10) 当社のリスク管理体制及びおよびリスク管理の実施状況については、内部監査室が監査を行う。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。

(2) 取締役会は、当社の中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。

(3) 執行役員は、取締役会で定めた中期経営目標及びおおよび予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、経営会議で確認し、取締役会に報告する。

(4) 取締役及びおおよび執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告する。

(5) 執行役員その他の使用人の職務権限の行使は、「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に行う。

e 当社における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社における業務の適正化及びおおよび効率化の観点から、業務プロセスの改善及びおおよび標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化をはかる。当社の各部門は、関連するスタッフ部門の支援の下で、これを実施する。

f 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及びおおよび使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。

(2) 経営管理部長等は、その職務の内容に応じ、月次、四半期毎その他の頻度で定期的に監査役に対する報告を行う。

(3) 経営管理部長は、監査役に対して、内部通報制度の運用状況につき定期的に報告し、取締役に「経営理念」及び「コンプライアンス規程」に違反する事実があると認める場合その他緊急の報告が必要な場合には、直ちに報告する。

(4) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

(5) 内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。

g その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。

(2) 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。

(3) 監査役は、監査法人等から監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

h 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

(2) 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力によりステークホルダーが被害を受けることを未然に防止する観点から、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で挑むとともに、一切の関係を遮断します。

また、反社会的勢力から不当要求を受けたときに、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素よ

り、関係行政機関、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携します。具体的には経営管理部を中心として取引先への日経テレコンを使った反社チェックや、反社会的勢力排除規程及び反社会的勢力対応マニュアルの制定・運用を行うなど反社会的勢力との関係遮断に向けた組織態勢を整備しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

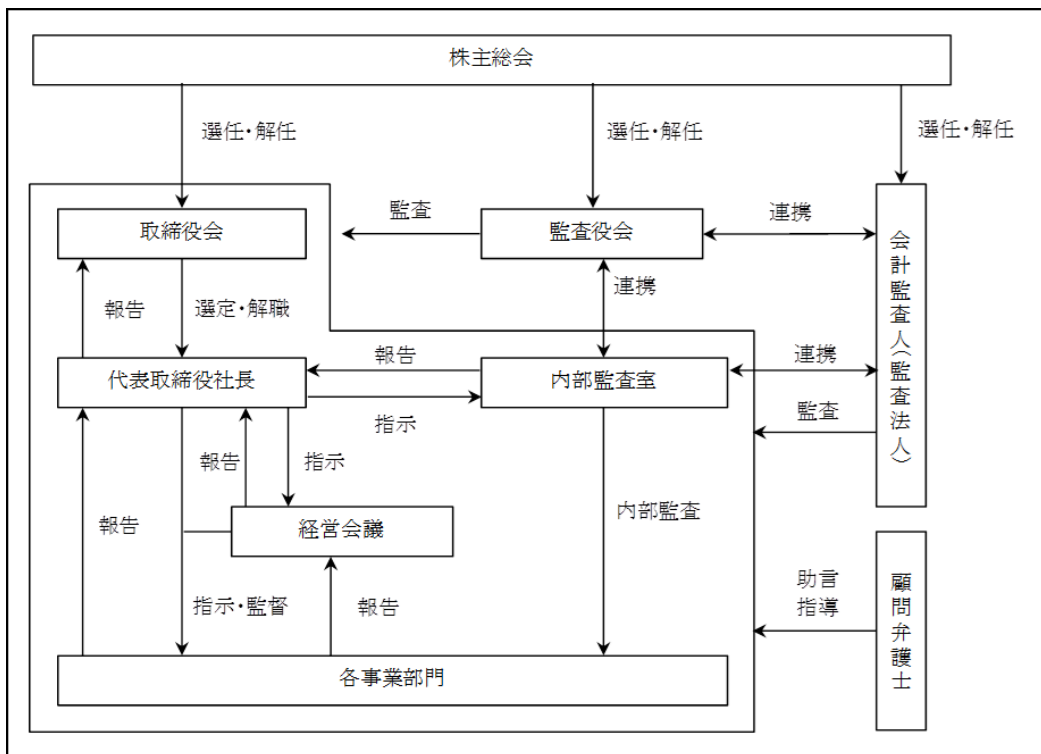
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

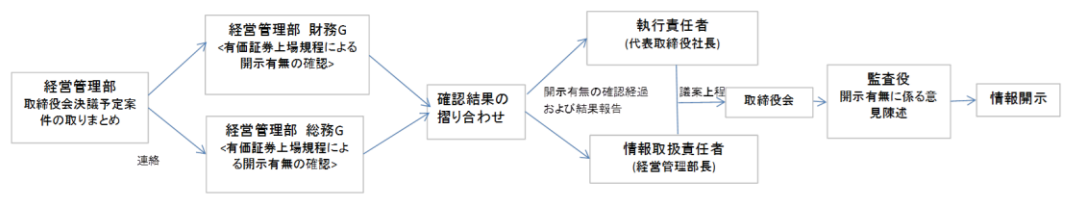
当社では、適時適切な情報開示および説明責任を果たすことは経営の透明性、公正性を高める上で非常に重要であると考えており、コーポレート・ガバナンスの観点からも重要であると認識しております。そのため、株主等の理解を促進させる会社情報については、その開示を積極的に行っていくとともに、社員に対する周知・啓蒙についても積極的に行ってまいります。

【模式図(参考資料)】

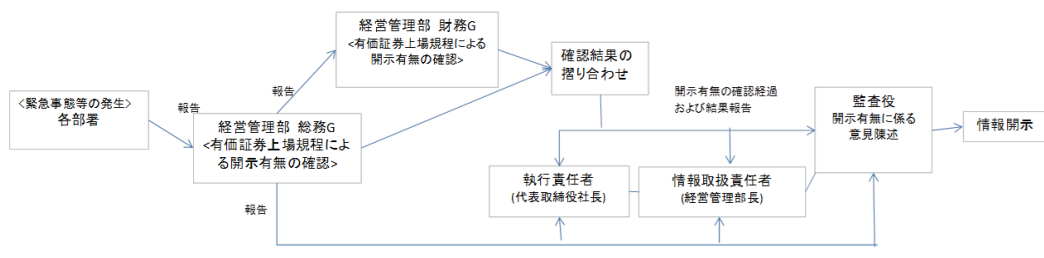


【適時開示体制の概要（模式図）】

<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<当社に係る発生事実に関する情報等>



以上